

【ショートステイ ブリエ十文字】利用料金について

利用料金は、次表のとおりです。

【利用料金表 1】

① 日中サービスを利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
利用料	11,040 円	9,690 円	8,350 円	7,720 円	7,000 円
利用者負担額	1,104 円	969 円	835 円	772 円	700 円

② 日中サービスを利用した日に短期入所を利用した場合

	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
利用料	7,910 円	7,190 円	5,130 円	4,380 円	3,700 円
利用者負担額	791 円	719 円	513 円	438 円	370 円

③ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分 3	区分 2	区分 1
利用料	9,690 円	8,040 円	7,000 円
利用者負担額	969 円	804 円	700 円

④ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用した日に短期入所を利用した場合

	区分 3	区分 2	区分 1
利用料	7,190 円	4,750 円	3,700 円
利用者負担額	719 円	475 円	370 円

【利用料金表 2】

※定められた医療的ケアを必要とする方を受け入れていない日は次表を適用します。

① 日中サービスを利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
利用料	9,030 円	7,670 円	6,340 円	5,700 円	4,980 円
利用者負担額	903 円	767 円	634 円	570 円	498 円

② 日中サービスを利用した日に短期入所を利用した場合

	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2 以下
利用料	5,890 円	5,160 円	3,110 円	2,350 円	1,690 円
利用者負担額	589 円	516 円	311 円	235 円	169 円

③ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分 3	区分 2	区分 1
利用料	7,670 円	6,020 円	4,980 円

利用者負担額	767 円	602 円	498 円
--------	-------	-------	-------

④ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用した日に短期入所を利用した場合

	区分 3	区分 2	区分 1
利用料	5,160 円	2,730 円	1,690 円
利用者負担額	516 円	273 円	169 円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
栄 養 士 配 置 加 算	220 円	左記の 1 割	管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置しており、利用者の食事管理を適切に行っている場合、利用 1 日につき加算されます。
常 勤 看 護 職 員 等 配 置 加 算	100 円	左記の 1 割	看護職員を常勤換算方法で 1 以上配置している場合、利用 1 日につき加算されます。
地域生活支援拠点等 加算	1,000 円	左記の 1 割	地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合に、利用を開始した日の 1 日につき加算されます。
福祉・介護職員処遇 改 善 加 算 (I)	8.6%	所定単位の 8.6%加算	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」の全て及び「職場環境等要件」を満たす場合
福祉・介護職員特定 処遇改善加算 (I)	2.1%	所定単位の 2.1%加算	労働環境の整備のより一層の促進、職員の資質向上やキャリアアップの仕組みの構築等の要件を満たす場合

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
短 期 利 用 加 算	300 円	左記の 1 割	サービス利用の初期段階（開始から 30 日間）において、利用 1 日につき加算されます。
重度障害者支援加算	500 円	左記の 1 割	特定の基準を満たす利用者に対してサービスを提供した場合、利用 1 日につき加算されます。
食事提供体制加算	480 円	左記の 1 割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、利用 1 日につき加算されます。
医 療 的 ケ ア 対 応 支 援 加 算	1,200 円	左記の 1 割	定められた医療的ケアを必要とする方を受け入れた場合、利用 1 日につき加算されます。
重 度 児 者 対 応 支 援 加 算	300 円	左記の 1 割	定められた医療的ケアを必要とする方を一定の割合より多く受け入れた場合、利用 1 日につき加算されます。
緊 急 短 期 入 所 受 入 加 算	1,800 円	左記の 1 割	緊急の利用者を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して利用 1 日につき加算されます。
送 迎 加 算	1,860 円/回	左記の 1 割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

6 その他の費用について

内 容	料 金
・ 食事の提供に要する費用	朝食 300 円（食：145 円 人：155 円） 昼食 400 円（食：190 円 人：210 円） 夕食 400 円（食：190 円 人：210 円） 1 日 1100 円
・ 光熱水費	100 円/日
・ 日用品費	基本的には持参していただきます。 施設で負担した場合は実費 ティッシュ、ひげそり等その他
	暖房費 (11～4 月まで)
	100 円/日
	教養娯楽費
	実費 (新聞、テレビ、雑誌、 その他のレクリエーション費用等)

・日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの	電気製品使用代：	50円/日 (電気毛布、アンカ、ラジオ、ヘアドライヤー等) 個人が使用するもの
	コピー代等	10円/枚
	オムツ使用代	オムツ類は原則ご持参ください。 事業所のものを使用した場合に下記の通り実費をいただきます。 ・紙おむつ 100円/枚、 ・リハビリパンツ 110円/枚 ・尿取りパッド 50円/枚
	理美容代	実費
	衣服洗濯代	・クリーニング店に依頼する場合は実費
	おやつ代	100円
	送迎 通常地域の実施地域を越えた場合	・通常の実施地域から片道5キロメートル未満 1キロメートルにつき20円加算 片道5キロメートル以上 1キロメートルにつき30円
	医療消耗品 (利用者が個人的に使用するもの。ワクチン等の予防接種含む)	実費